

求職者支援訓練
実践コース

介護サービス初級科

＝ 受講生募集 ＝

〈3ヶ月コース〉

定員30名

訓練期間

2012年
8/20(月)～11/19(月)

訓練場所

三井温熱株式会社
〒286-0201
千葉県富里市日吉台3-36-1
TEL 0476 (37) 8782

＜対象となる方＞

特定求職者※で、ハローワークに求職申し込みを行っている方で、支援指示を受けることのできる方。
(一定の条件を満たす方は訓練受講中に職業訓練受講給付金を受けることができます)

- 募集期間●平成24年6月27日(水)～平成24年7月20日(金)
- 申込方法●住所を管轄するハローワークで受講申込書の交付を受け、三井温熱株式会社までご連絡下さい(0476-37-8782 担当:和田)
- 選考日・選考方法・選考会場●
選考日時:平成24年8月1日(水)午前10時より
選考方法:面接
持ちもの:筆記用具及び選考通知書
選考会場:三井温熱株式会社 千葉県富里市日吉台3-36-1
- 選考結果通知日●平成24年8月6日(月)当日付で郵送にて通知



| | | |
|-----------------|---|---------|
| 訓練実施施設名 | 三井温熱株式会社 | |
| 所在地 | 千葉県富里市日吉台3-36-1 お車での通学をご希望の方は選考の合格後に駐車場をご案内します。 (1月7000円・4ヶ月に渡るので合計28000円) | |
| 【お問い合わせ】(担当:和田) | TEL: 0476-37-8782 FAX: 0476-37-8774 E-mail: care@mitsui-onnetsu.co.jp | |
| 【交通手段】 | 京成成田駅東口バスターミナルより、千葉交通1番バス乗場「日吉台車庫行」乗車。5分程度で「日吉台3丁目」下車。徒歩3分道沿 ※選考日には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。 | |
| 備考 | 【負担額】 | |
| | 受講料 | 無料 |
| | テキスト代 | 6,800円 |
| | 介護実習の交通費 | 約3,000円 |
| | 健康診断(胸部X線・検便) | 約5,000円 |

map



訓練カリキュラム

| | | | |
|-----|----------------|--------|-------------------------------|
| 開校日 | 平成24年8月20日(月) | 訓練実施期間 | 平成 24年8月20日(月)～平成24年11月19日(月) |
| 閉講日 | 平成24年11月19日(月) | 訓練時間 | 9時30分～16時00分(6時限授業) |

| | | | |
|---------------|--|----|--|
| 訓練科名 | 介護サービス初級科 | 定員 | 30名 (但し受講申込者が半数に満たない場合は訓練を中止することがあります) |
| 仕上がり像 | 介護業界で働くために必要な知識・技術を身につけるとともに、自分自身の身体のケアを行うために必要な技術・知識を身につける | | |
| 主な就職先 | 訪問介護事業所・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・デイサービスセンター・有料老人ホーム 社会福祉協議会・高齢者・障害者(児)関連事業所などの介護業務 | | |
| 訓練修了後に取得できる資格 | 訪問介護員2級(ホームヘルパー2級)・・・卒業試験等評価により訓練終了時資格取得 | | |

科目

| | | |
|-------|----------|--|
| 訓練の内容 | 学科 実技 | 介護員養成基礎知識、健康概論、安全・衛生、職業能力基礎講習、介護員養成実技・演習、セルフケア、セルフケア総論、職業人講話 |
| | | 訓練時間総合計 310時間 |

◆※特定求職者の方とは

- ① 住居所を管轄するハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援を行なう必要があるとハローワーク所長が認めたこと

◆職業訓練受講給付金

以下の全てに該当する方が対象。

- ① 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の方
- ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)
- ⑦ 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- ⑧ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

上記の詳細については、住居所を管轄するハローワークへお問合せください。